

グリーン購入法基本方針の特定調達品目及びその判断の基準等（案）

<p>「判断の基準」：本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。</p> <p>「配慮事項」：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項。</p>
--

紙類

(1) 品目及び判断の基準等

<p>情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙)</p>	<p>【判断の基準】 コピー用紙については、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 フォーム用紙については、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 塗工するものについては塗工量が両面で 12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>印刷用紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙配合率 70%以上であること。 非塗工印刷用紙については、白色度 70%程度以下であること。 塗工印刷用紙については、塗工量が両面で 30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>衛生用紙 (トイレットペーパー)</p>	<p>【判断の基準】 古紙配合率 100%であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(2) 目標の立て方

各品目毎に当該年度の調達総重量 (kg) に占める基準を満たす物品の重量 (kg) の割合とする。

納入印刷物

(1) 品目及び判断の基準等

納入印刷物の仕様	印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす印刷用紙を使用すること。
----------	------------------------------------

(2) 目標の立て方

当該年度の印刷物の発注総数(件数)に占める基準を満たす納入印刷物の発注件数の割合とする。

文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具共通	<p>【判断の基準】 [] については特記を優先]</p> <p>金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>A．プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>B．木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。</p> <p>C．紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
シャープペンシル	【配慮事項】 残芯が少ないこと。
シャープペンシル 替芯	[容器に適用]
ボールペン	【配慮事項】 芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 消耗品が交換・補充できること。
鉛筆	【配慮事項】 インク、液が補充できること。
スタンプ台	
朱肉	
印章セット	【配慮事項】 液が補充できること。
定規	
トレー	
消しゴム	[巻紙(スリーブ)又はケースに適用]
ステープラー	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ	
事務用修正具(テープ)	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
事務用修正具(液状)	[容器に適用]
クラフトテープ	<p>【判断の基準】</p> <p>本体については古紙配合率40%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>水溶性または水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。</p>
ブックスタンド	
はさみ	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	

テープカッター	
パンチ	
モルトケース	
鉛筆削	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー(ウェットタイプ)	〔容器に適用〕
OAクリーナー(液タイプ)	【配慮事項】 内容物が補充できること。
レターケース	
マウスパッド	
カッターナイフ	
OHP フィルム	【判断の基準】 再生プラスチックが30%以上使用されていること。
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
のり(液状)	〔容器に適用〕
のり(澱粉のり)	【配慮事項】 内容物が補充できること。
のり(固形)	〔容器・ケースに適用〕
のり(テープ)	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
ファイル	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
カードケース	
チャック付きケース	
事務用封筒(紙製)	【判断の基準】 古紙配合率40%以上であること。
けい紙・起案用紙	【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。
ノート	塗工紙にあつては塗工量が両面で30g/m ² 以下であること、非塗工紙にあつては白色度が70%程度以下であること。
インデックス	【配慮事項】
付箋紙	水溶性または水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
ごみ箱	
リサイクルボックス	
名札(机上用)	

(2)目標の立て方

各品目毎の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

機器類

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 ・ A . プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ・ B . 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 ・ C . 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ロ - パ - ティション	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

(2) 目標の立て方

各品目毎に当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

OA機器

1. コピー機

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機 (複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)</p>	<p>【判断の基準】 コピー機（毎分86枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラーコピー機を除く）にあつては、表1に示された区分毎の基準を上回らないこと（表1中「」部分にあつては、表2に示された区分毎の基準を満たすこと。） 大判機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外)にあつては、表3に示された区分毎の基準を満たすこと。 複合機にあつては、表4（大判複合機にあつては表5）に示された区分毎の基準を満たすこと。（出荷時にコピー機能のみを有するものについては の基準を適用する。） 拡張性のあるデジタルコピー機（モノクロコピー機以外）にあつては表6、拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては表7に示された区分毎の基準を満たすこと。</p> <p>共通 古紙配合率100%配合の再生紙に対応可能であること。 使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p>
--	--

表1 コピー機に係る基準

コピー速度(分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
～10	12		19	27	推奨
11～20			55	77	
21～30		85	99	139	必須
31～40	88	108	125	175	
41～50	123	151	181	246	
51～60	144	176		287	
61～70	180	221		391	
71～80	200	246		433	
81～85	258	317		483	

表2 コピー機に係る基準（表1「 」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たり のコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面 コピー 機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

表3 大判コピー機（複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外）に係る基準

コピー速度 (CPM:1分当たり のコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 複合機に係る基準（大判複合機を除く）

画像再生速度 (IPM:1分当たり の出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への 移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

表4において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

表5 大判複合機に係る基準

画像再生速度 (IPM:1分当たり の出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への 移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	90分

表5において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

表6 拡張性のあるデジタルコピー機（モノクロコピー機以外）に係る基準（大判機を除く）

画像再生速度 (IPM:1分当りの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

表6において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る基準

画像再生速度 (IPM:1分当りの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90分

表7において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

2. 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】 電子計算機については表に示され区分毎の基準を上回らないこと。 使用済み製品(使用済み二次電池を含む)の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

表 電子計算機に係る基準

区 分			基準エネルギー消費効率
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型	32 本以上		21
電子計算機	16 本以上 32 本未満	16 ギガバイト以上	2
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	2
	8 本以上 16 本未満	4 ギガバイト未満	1.4
		16 ギガバイト以上	1.8
	4 本以上 8 本未満	4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41
		4 ギガバイト未満	0.41
		16 ギガバイト以上	1.8
	4 本未満	4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.29
		2 ギガバイト未満	0.28
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.19
	2 本未満	1 ギガバイト未満	0.16
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの	2 本未満	1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.12
		1 ギガバイト未満	0.043
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの			0.0065

- 備考1：「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。
- 2：「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路（当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む）から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。
- 3：「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。
- 4：「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの（グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているものまたはキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む）であって、主記憶容量が4ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

3. プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機

(1) 品目及び判断の基準等

<p>プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機</p>	<p>【判断の基準】 プリンタまたはプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。）にあつては、表1に示された区分毎の基準を満たすこと。 カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあつては、表2に示された区分毎の基準を満たすこと。 A3サイズ用の用紙に対応するインパクト式プリンタにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 大判プリンタにあつては、表4に示された区分毎の基準を満たすこと。</p> <p>共通 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。 使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------------------------	---

表1 プリンタまたはプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの 移行時間	低電力モードの 消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM 20	15分	20W
20 < PPM 30	30分	30W
30 < PPM 44	60分	40W
44 < PPM	60分	75W

A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの（表2から表4を除く。）

表2 カラープリンタに係る基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの 移行時間	低電力モードの 消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 20	60分	45W
20 < PPM	60分	70W

A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。

表3 A3サイズ用紙に対応するインパクト式プリンタに係る基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30分	28W

表4 大判プリンタに係る基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの 移行時間	低電力モードの 消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 20	60分	45W
20 < PPM	60分	70W

A2サイズまたは17"×22"サイズ以上の用紙に対応するもの。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

4. ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ファクシミリ</p>	<p>【判断の基準】 表に示された区分毎の基準を満たすこと。 使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	---

表 ファクシミリに係る基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの 移行時間	低電力モードの 消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM	5分	15W

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

5. スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

表 スキャナに係る基準

移行時間	低電力モード消費電力
15分	12W

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

6. 磁気ディスク

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分毎の基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	--

表 磁気ディスク装置に係る基準

区分		基準エネルギー消費効率算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 25.6)$
	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 26.7)$
	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 25.6)$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 26.7)$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.6)$
サブシステム	データ転送速度が毎秒 160 メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.1)$
	データ転送速度が毎秒 160 メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.2)$

備考：基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスクの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

家電製品

1. 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫等 (冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)	<p>【判断の基準】</p> <p>年間消費電力量が表に示された区分毎の基準を上回らないこと。 断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------------------	--

表 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量の基準

	区分	年間消費電力量算定式
冷蔵庫	冷蔵庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.427(\text{kWh}/\text{年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷蔵庫(冷気強制循環方式のもの)	$\times \text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+178(\text{kWh}/\text{年})$
冷凍庫	冷凍庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.281(\text{kWh}/\text{年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷凍庫(冷気強制循環方式のもの)	$\times \text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+353(\text{kWh}/\text{年})$
冷凍冷蔵庫	冷凍冷蔵庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷凍冷蔵庫(冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの)	$E=0.507(\text{kWh}/\text{年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷凍冷蔵庫(冷気強制循環方式のもので 以外のもの)	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$
		$\times \text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+340(\text{kWh}/\text{年})$

注1 E:年間消費電力量(kWh/年)

注2 Vadj:調整内容積(単位: $\frac{\text{V}}{\text{L}}$)

1)冷凍室がスリースター室タイプの冷凍冷蔵庫及び冷凍庫にあつては、次式によって求めた数値

$\text{Vadj}=2.15 \times \text{V}(\text{冷凍室の定格内容積}) + \text{V}(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$

2)冷凍室がツースター室タイプの冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$\text{Vadj}=1.85 \times \text{V}(\text{冷凍室の定格内容積}) + \text{V}(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$

3)冷凍室がワンスター室タイプの冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$\text{Vadj}=1.55 \times \text{V}(\text{冷凍室の定格内容積}) + \text{V}(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$

(参考)スリースター室:平均冷凍負荷温度が-18 以下の冷凍室

ツースター室:平均冷凍負荷温度が-12 以下の冷凍室

ワンスター室:平均冷凍負荷温度が-6 以下の冷凍室

注3 区分 の特定技術とは、インバーター技術及び真空断熱技術とし、いずれか又は双方の技術を用いた冷凍冷蔵庫が区分 に分類されるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫等(冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

2. エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分毎の基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分毎の基準を満たすこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------	---

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準

区分	冷房能力	基準冷暖房 平均エネルギー 消費効率
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	5.27
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	4.90
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.65
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.17
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1キロワット超	3.10
	2.5キロワット以下	3.96
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.96
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.20
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.12
	7.1キロワット超	3.06
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	3.02
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.02
	7.1キロワット超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	4.12
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	3.07

備考1:「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2:「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準

区分	冷房能力	基準冷暖房平均エネルギー消費効率
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	3.64
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.64
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.08
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.91
	7.1キロワット超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.88
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.85
	7.1キロワット超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.72
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.71
	7.1キロワット超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	3.23
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	2.47

備考：表1の備考1及び2は、この表において準用する。

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

3. テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】</p> <p>エネルギー消費効率が表に示された区分毎の基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	---

表 テレビジョン受信機に係る基準

区分	機能	基準エネルギー消費効率算定式
テレビジョン受信機の形態	機能	
ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_M=2.5S+32$
	VTR内蔵のもの	$E_M=2.5S+60$
ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_M=5.1S-4$
	VTR内蔵のもの	$E_M=5.1S+24$
ワイドテレビ	VTR内蔵のもの以外であって付加機能がないもの	$E_M=5.1S-11$
	VTR内蔵のもの	$E_M=5.1S+17$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を1有するもの	$E_M=5.1S+6$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を2有するもの	$E_M=5.1S+13$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を3有するもの	$E_M=5.1S+59$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ		$E_M=5.5S+72$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ以外のもの		$E_M=5.5S+41$

備考1:「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいう。

2:「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数525本のもの)であって、画面の横縦比が16:9のテレビをいう。

3:「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。

4:「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能及びMUSE-NTSCコンバータをいう。

5:「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のテレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

6: E_M 及び S は次の数値を表すものとする。

E_M : 基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時)

S : 受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)

表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部間の最大落差値のブラウン管の

対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5mm以内のこと。))を使用したテレビ(倍速走査方式のものを除く。)について準用する。
この場合において、表4の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビを除く。)及びワイドテレビにあつては10を、ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビを除く。)にあつては25をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

4. ビデオテープレコーダー

(1) 品目及び判断の基準等

ビデオテープレコーダー	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分毎の基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------	---

表 ビデオテープレコーダーに係る基準

区 分	基準エネルギー消費効率
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に 1.6 を乗じた数値として取り扱うものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のビデオテープレコーダーの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

照 明

1. 蛍光灯照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】 Hfインバータ方式器具であること、または、エネルギー消費効率 が表に示された区分毎の基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がな されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されてい ること。</p>
---------	--

表 蛍光灯照明器具に係る基準

区 分	基準エネルギー 消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

- 備考「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト
1：形蛍光灯ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを
用いるものを含む。
- 2：「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コ
ンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形
コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。
- 3：「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C7601 付表 1 に規定する大きさの区
分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプにあっては、定格ランプ電力の値
とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値と
する。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合と
する。

2. 蛍光管

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光管 (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)	【判断の基準】 高周波点灯専用形（H f）であること。 または、 ラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと エネルギー消費効率は、ランプ効率で80lm/W以上であること。 演色性は平均演色評価数 R a が80以上であること。 管径は32.5（±1.5）mm以下であること。 水銀封入量は製品平均10mg以下であること（注）。 定格寿命は10,000時間以上であること。
-------------------------------	---

注）水銀封入量については、各個別品の品質管理が困難であるため、製造工程で使用された水銀量を製造本数で除して、製品平均の水銀封入量を算出する。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光管(直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の本数の割合とする。

自動車 普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。（2輪車及び重量車を除く。）

(1) 品目及び判断の基準等

低公害車	<p>【判断の基準】 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車又はハイブリッド自動車 であること。</p> <p>【配慮事項】 鉛の使用量（バッテリーを除く）が削減されていること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生材が多く使用されていること。</p>
低公害車以外の自動車（ガソリン車、ディーゼル車）	<p>【判断の基準】 ガソリン車である場合で、乗用車にあっては、環境庁の定める「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」に基づく移行期低排出ガスレベルに適合していること（「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス車として運輸省の認定を受けている場合は、技術指針に基づく移行期低排出ガスレベルに適合しているものと見なす。以下同じ。）及び表1に示された区分毎の基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあっては、技術指針に基づく移行期低排出ガスレベルに適合していること及び表3に示された区分毎の基準を満たすこと。 ディーゼル車である場合で、乗用車にあっては、技術指針に基づく移行期低排出ガスレベルに適合していること及び表2に示された区分毎の基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあっては、技術指針に基づく移行期低排出ガスレベルに適合していること及び表4に示された区分毎の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 鉛の使用量（バッテリーを除く）が削減されていること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 再生材が多く使用されていること。</p>

表1 ガソリン乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/ℓ以上

車両重量が2,266kg以上	6.4km/ℓ以上
----------------	-----------

表2 ディーゼル乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/ℓ以上

表3 ガソリン貨物車に係る基準

区 分			自動車の種類	10・15モード燃費	
変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造			
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/ℓ以上	
			構造 B	17.0km/ℓ以上	
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/ℓ以上	
			構造 B	16.7km/ℓ以上	
		828kg以上			15.5km/ℓ以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9km/ℓ以上
	構造 B			16.2km/ℓ以上	
	703kg以上 828kg未満		構造 A	16.5km/ℓ以上	
			構造 B	15.5km/ℓ以上	
	828kg以上			14.9km/ℓ以上	
車両総重量が1.7ト以下のも の	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/ℓ以上	
		1,016kg以上		15.7km/ℓ以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/ℓ以上	
		1,016kg以上		13.8km/ℓ以上	
車両総重量が1.7ト超2.5ト以 下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上	
			構造 B	12.3km/ℓ以上	
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/ℓ以上	
	1,516kg以上			9.3km/ℓ以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5km/ℓ以上	
			構造 B	11.2km/ℓ以上	
1,266kg以上			10.3km/ℓ以上		

備考1：「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ．最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ．乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、

当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

- 八．運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

備考2：「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

表4 ディーゼル貨物車に係る基準

区 分				10・15モード 燃 費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
車両総重量が1.7トンの以下のもの	手 動 式			17.7km/リットル以上
	手動式以外のもの			15.1km/リットル以上
車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	17.4km/リットル以上
			構造B	14.6km/リットル以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/リットル以上
		1,516kg以上		12.5km/リットル以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	14.5km/リットル以上
			構造B	12.6km/リットル以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/リットル以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/リットル以上
	1,766kg以上		9.9km/リットル以上	

備考 「構造A」及び「構造B」とは、表3と同様の構造をいう。

(2) 目標の立て方

低公害車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)とする。

低公害車以外の自動車(ガソリン車、ディーゼル車)にあつては、当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服・作業服	<p>【判断の基準】 再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10% 以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
--------	--

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服・作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の着数の割合とする。

インテリア・寝装

1. カーテン

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン	<p>【判断の基準】 再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。

2. カーペット（織じゅうたん・ニードルパンチカーペット）

(1) 品目及び判断の基準等

カーペット （織じゅうたん・ニードルパンチカーペット）	<p>【判断の基準】 再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10% 以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
--------------------------------	--

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーペット（織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の量（ m^2 ）の割合とする。

3. 毛布

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】 再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。

作業用手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p>【判断の基準】 再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く）重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維についても、再生繊維を使用していること（手首のオーバーロック、ゴム系及びすべり止め塗布加工部分を除く）。</p>
------	--

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の量（双）の割合とする。

設 備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素と空気中の酸素を結合させ、電気エネルギーまたは熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>

(2) 目標の立て方

太陽光発電システム、燃料電池にあつては、当該年度における調達による総設備容量（kW）とする。

太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積（m²）とする。